

平成 28 年版  
 楽学管理業務主任者  
 基本書  
 【法改正のお知らせ】

(3776)

平成 28 年 9 月 5 日  
 (株)住宅新報社  
 出版・企画グループ  
 TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 28 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 28 年 12 月 4 日（日）に実施されます。

ページ・位置	誤	正
P115 下 3～4 行目	16 年及び 23 年に	16 年、23 年及び 28 年に
P118 上 4 行目	修繕等を行おうと	修繕等であって共用部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうと
P118 下 6 行目	のうちから、総会の	のうちから（外部専門家を役員として選任できることとする場合を除く）、総会の
P119 上 3 行目	代理行使者について、特に制限はない。	代理行使をする場合の代理人は、その組合員の配偶者（内縁の者を含む）又は一親等の親族、その組合員の住戸に同居する親族、他の組合員でなければならない。
P436 上 8 行目～ P441 上 13 行目	別紙 C P 1～6 に差し替え	
P678 上 2 行目の下に 右を挿入	また、マンションにおけるコミュニティ形成は、日常的なトラブルの防止や防災減災、防犯などの観点から重要なものであり、管理組合においても、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが望ましい。	
P680 上 4 行目の下に 右を挿入	4 さらに、マンションの状況によっては、外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任することも考えられるが、その場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適切に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。	
P680 上 9 行目	<u>4</u> マンションの	<b>5</b> マンションの
P682 上 1 行目	「 <u>中高層共同住宅標準管理規約</u> 」	「 <b>マンション標準管理規約</b> 」
P684 上 3 行目	管理費及び <u>特別修繕費</u> 等	管理費及び <b>修繕積立金</b> 等

P684 上 10～11 行目	※「特別修繕費」は、～いません。	削除
P685 上 2 行目	見直しにあたっては、必要に	見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に
P685 上 9 行目	管理組合は、維持修繕	管理組合の <b>管理者等</b> は、維持修繕
P685 上 12 行目	に <u>配慮</u> することが	にすることが
P685 下 12～13 行目 2 箇所	建替え	建替え <b>等</b>
P685 下 9 行目の下に 右を挿入	<p><b>6 発注等の適正化</b>  管理業務の委託や工事の発注等については、利益相反等に注意して、適正に行われる必要があるが、とりわけ外部の専門家が管理組合の管理者等又は役員に就任する場合においては、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要である。</p> <p><b>7 良好なコミュニティの形成</b>  マンションにおけるコミュニティ形成は、日常的なトラブルの防止や防災減災、防犯などの観点から重要なものであり、管理組合は、マンションの管理の目的を達成するため、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが望ましい。その際、自治会、町内会等（以下「自治会」という。）との関係については、これらの団体には各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費の用途については、マンションの管理と自治会活動の範囲・相互関係を整理し、管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用することが必要である。なお、このように適切な峻別が行われるのであれば、管理費と自治会費の徴収を一括して処理することや、マンションの管理業務と自治会活動を連携して行うことも差し支えない。</p>	
P690 上 11～12 行目	「 <u>中高層共同住宅標準管理規約</u> 」	「 <b>マンション標準管理規約</b> 」
P727～757 資料 マンション標準管理規約 (単棟型)	別紙B P 1～12を参照（マンション標準管理規約の改正の概要）	